平成２７年（フ）第３９６４号
大阪府摂津市別府１丁目16番９号
破産者　有限会社日勝ウイング
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８６号
兵庫県姫路市東延末419番地（ヤマサオフィスビル１Ｆ）
破産者　株式会社四季食品
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１２８号
静岡県沼津市上香貫三園町1387番地
破産者　拓和産業株式会社
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第５１号
愛知県一宮市せんい１丁目９番23号
破産者　株式会社ツノダ
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１９９号
三重県鈴鹿市大池２―29―25　リパルティーレ鈴鹿201、住民票上の住所三重県亀山市みどり町54番地15
破産者　木下　和宏
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２５１号
三重県四日市市川島新町142番地　ロイヤルヒルズＢ―201
破産者　日下部美枝子
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第３８５号
岡山市北区東古松３丁目８番18号
破産者　有限会社ナンバ商会
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第１４９号
神戸市須磨区大田町４丁目１―５―802ホップス須磨、住民票上の住所神戸市中央区山本通４丁目22番28号
破産者　上野賀良子
1　破産債権の届出期間　平成28年10月６日まで
2　一般調査期日　平成28年10月27日午後２時30分
平成28年９月15日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０９５号
福岡市東区松島２丁目６番24―204号
破産者　宮良　峰夫
1　破産債権の届出期間　平成28年10月11日まで
2　一般調査期日　平成28年10月21日午後２時
平成28年９月13日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２０７号
名古屋市名東区上社１丁目802番地　シティファミリー上社501号
破産者　近藤　　賢
1　破産債権の届出期間　平成28年10月17日まで
2　一般調査期日　平成29年１月11日午後１時30分
平成28年９月16日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９７号
福岡市城南区飯倉１丁目２番８―205号
破産者　片桐　睦夫
1　破産債権の届出期間　平成28年10月17日まで
2　一般調査期日　平成28年11月16日午前10時30分
平成28年９月16日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６００号
福岡市博多区諸岡２丁目４番21号
破産者　田中　勝博
1　破産債権の届出期間　平成28年10月17日まで
2　一般調査期日　平成28年11月15日午後４時
平成28年９月16日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０８１号
福岡県大野城市中央１丁目13番８号　医療法人十全会おおりん病院内、住民票上の住所福岡市東区原田１丁目11番６号
破産者　中嶋　友幸
1　破産債権の届出期間　平成28年10月17日まで
2　一般調査期日　平成28年11月15日午後２時30分
平成28年９月15日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２７号
愛知県みよし市三好町蜂ヶ池29番地265　ひかりグリーンハイツ１―Ｃ号、住民票上の前住所名古屋市天白区植田２丁目107番地　アーバンドエル植田　１号棟101号
破産者　ビーボーンこと　三浦　直登
1　破産債権の届出期間　平成28年11月１日まで
2　一般調査期日　平成28年12月13日午後３時30分
平成28年９月20日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２７年（フ）第７８号
鹿児島県大島郡天城町兼久1261番地
破産者　徳之島パパイヤ生産事業合同会社
異議申述期間　平成28年11月21日まで
平成28年９月20日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第１４号
秋田市山王３丁目８番34号
清算株式会社　株式会社茶茶
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（ヒ）第３号
沖縄県糸満市西崎町５丁目10番地の14
清算株式会社　ＢＩ株式会社
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（ヒ）第９号
沖縄県宮古島市平良字下里108番地の11平良港ターミナルビル
清算株式会社　宮古島マリンターミナル株式会社
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
那覇地方裁判所民事第３部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第２０１８号
東京都中央区新川２丁目18番４号八重洲マンション401
清算株式会社　株式会社前橋商事
代表清算人　小泉　敦之
1　決定年月日　平成28年９月16日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
2　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。